

各 県 立 学 校 長 殿

教 育 長

第一学期末及び夏期休業中の幼児児童生徒の指導について（通知）

8月1日からの夏期休業を迎えるに当たり、「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（令和2年6月29日付け教研第229号）でも示されているとおり、今年度は、新型コロナウイルスの影響を踏まえた、より丁寧な生徒指導上の対応が求められています。貴校教職員に対して、下記事項を周知徹底し、幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）が安全かつ自主的・主体的に有意義な夏期休業を過ごせるよう、格別の配慮をお願いします。また、第一学期中に対応した事象等については、夏期休業中の会議や研修会等の機会に再度点検し、事象等の内容や生徒等の様子について全教職員で共通理解を図り、引き続き、教職員と生徒等・家庭との信頼関係を基盤とした取組をお願いします。

記

1 生徒等の生命を守る生徒指導の徹底

- ・生徒等の生命に関わる重大な事象等が発生していることから、生徒等に命の大切さ、善悪の判断等に関する具体的な指導を徹底するとともに、教育活動全般を通じて、心の教育を一層推進すること。
- ・長期の臨時休業により、生徒等の心身に様々な影響が生じている可能性を踏まえ、生徒等の表情等の確認はもとより、面談等を通して生徒等の状況を的確に把握すること。把握した情報は教職員間で共有し、必要に応じて家庭訪問や関係機関等との連携を行うなど、学校として組織的に取り組むこと。
- ・18歳以下の自殺は長期休業明けの時期に増加する傾向にある。悩みを抱える生徒等の早期発見に資するアンケート（「こころと生活等に関するアンケート」等）や教育相談活動等の具体的な取組を長期休業明けに実施し、適切に支援を行うこと。
- ・問題行動等を起こした生徒等への対応については、問題行動に至った背景等を探るとともに、定められた規定を踏まえつつも、個々の生徒等の特性等に配慮し、指導と支援を行うこと。

2 健康・安全管理及び事故防止のための取組の強化

- ・各教育活動の実施に当たっては、随時更新される新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集に努め、感染防止対策を徹底すること。
- ・水難事故や熱中症等の事故防止に関する生徒等への指導と保護者への周知を行うこと。あわせて、部活動については、「奈良県部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、活動時間及び休養日について適切に設定すること。
- ・交通ルール遵守やマナー向上の指導に努めるとともに、人命尊重の考え方を徹底し、交通事故の防止に努めること。また、夏期休業に運転免許等を取得する生徒に対しては、保護者と連携し、交通法規遵守はもちろん、交通社会の一員としての自覚がもてるよう指導すること。
- ・教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めること。また、疑いも含め児童虐待を発見したときは、法に基づき、速やかにこども家庭相談センターや市町村の児童福祉担当部署へ通告すること。

- ・県警察本部のウェブページには、6月26日現在で27件の不審者情報が掲載されている。生徒等が被害となる事象等が発生している現状を踏まえ、家庭、地域、関係機関等と連携・協力しながら、被害防止に努めること。あわせて、校内の緊急連絡体制等を確認すること。

3 問題行動等の未然防止

- ・夏期休業中の生活心得等により、学校の指導方針を明確にし、問題行動等の未然防止及び早期発見、早期対応に努めること。また、家庭、地域及び関係機関等と緊密な連携・協力を図り、全教職員の共通理解のもと指導体制を確立すること。
- ・生徒等による大麻の所持・使用など、若年層の薬物乱用が懸念されている。警察等の協力を得て薬物乱用防止教室等を開催するなど、指導を徹底すること。
- ・インターネット上の違法・有害情報から生徒等を守るため、フィルタリングの利用促進やインターネットリテラシーの向上に重点を置いた取組を実施し、あらゆる機会を通じて生徒等への指導及び保護者への啓発を行うこと。特に、SNS上での不特定多数の人との不用意な接触や、盗撮、児童ポルノ製造等に関して、生徒等が自ら身を守ることができるよう指導すること。
- ・「奈良県少年補導に関する条例」の趣旨を理解した上で、「学校・警察連携制度」等を適切に運用し、生徒等の健全育成に努めること。

4 不登校及び中途退学の未然防止

- ・長期休業後の学校生活への不適應がきっかけとなり、不登校や中途退学に結びつくケースがあることを踏まえ、保護者等と連携した上で、実態に応じた適切な指導と支援を行うこと。
- ・成績不振科目の克服など、生徒等自らが夏期休業中や第二学期における取組に展望がもてるよう、きめ細かな指導と支援を行うこと。
- ・SC・SSW等の専門家を活用し、チーム学校として生徒等に対する支援体制を構築すること。

5 いじめ問題への一層の取組

- ・いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る。いじめ防止対策推進法によるいじめの定義を全教職員が理解し、「些細な、軽微ないじめの芽や兆候」も見逃さず、組織としていじめを積極的に認知し、対応すること。また、校内外の相談窓口を周知するなど、必要な情報提供に努めること。
- ・「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直しを行い、実効性のある取組を推進すること。また、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の在り方をはじめ、組織的な取組の点検に努めるとともに、会議を定期的で開催するなど、いじめ問題への取組を強化すること。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見が生じないよう、感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うこと。

学校教育課 生徒指導係（担当：丸上）

Tel 0742-27-5435

Fax 0742-27-1021

<参考資料>

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について

(令和2年5月29日付け教学第210号・教人第62号)

命を大切にす教育の充実に向けた指導及び支援の推進について

(平成30年9月20日付け教生第206号)

児童生徒の自殺予防に係る取組について

(令和2年6月29日付け教研第229号)

学校教育活動再開後の児童生徒の心の安定に向けた支援について

(令和2年6月5日付け教研第176号)

学校再開に伴う児童生徒の心のケアに向けたスクールカウンセラーの追加配置について

(令和2年5月18日付け教研第135号)

奈良県立学校における特別指導ガイドライン

(平成29年12月 奈良県高等学校長協会 他)

「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校における学校保健に関するQ&A」について

(令和2年6月12日付け教体131号)

熱中症事故の防止について

(令和元年6月3日付け教体第108号)

奈良県部活動の在り方に関する方針

(令和2年4月 奈良県・奈良県教育委員会)

学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

(令和元年5月9日 文部科学省)

教職員のための児童虐待対応の手引

(令和元年7月改訂版 奈良県教育委員会)

不審者にかかわる情報の共有及び対応の在り方について (令和2年4月3日付け教学第6号の1)

学校・警察連携制度について (令和2年4月3日付け教学第5号の1)

薬物乱用防止教育の充実について (平成30年12月28日付け教体第423号)

インターネットの安全利用に関する研修の実施について (平成31年2月6日付け教生第330号の1)

不登校児童生徒への支援の在り方について

(平成28年9月29日付け教学第842号、教生第164号、教研第385号)

不登校支援のしるべ(教員用)

(平成24年3月 奈良県教育委員会)

奈良県いじめ防止基本方針の送付について

(平成28年4月25日付け教生第31号)

「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について

(平成29年3月27日付け教生第331号)

「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」の改訂について

(平成30年3月23日付け教生第359号)

いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について

(平成30年3月30日付け教生第380号)